

# 電子入札心得書

贈賄、談合、独占禁止法違反その他の不誠実な行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 第1条 入札への参加

- 1 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、近江八幡市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録をしなければならない。
- 2 入札参加者は、電子入札システムに登録された適正な IC カードを用いて、入札手続きを行わなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして電子入札に参加することはできない。
- 4 入札参加者は、入札書受付開始日時（公告日の翌日の午前8時30分）から入札書受付締切日時（入札案件登録内容毎に設定した日付の午後5時）まで間に、入札書に必要な事項を入力し、添付書類（見積内訳書及び入札案件登録内容により提出が必要とされた提出資料等をいう。以下同じ）を添付して電子入札システムにより送信しなければならない。添付書類の作成方法については別紙「添付書類 作成方法」を確認すること。
- 5 入札を紙入札等により行おうとする者（以下「紙入札参加者」という。）が行う入札手続きについては「紙入札による電子入札参加の手引き」を確認すること。

## 第2条 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者の IC カードを使用して電子入札に参加した入札
- 2 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすまして電子入札に参加した入札
- 3 同一の案件に対し、同一業者が故意に複数の IC カードを使用して電子入札に参加した入札
- 4 不正な目的で IC カードを使用したと入札執行者が認めた入札
- 5 見積内訳書の積算が適正になされていない又は見積内訳書の送信がなかった入札
- 6 入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- 7 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- 8 入札保証金を求めた場合、入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者又は不足する者のした入札
- 9 紙入札参加者において、入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- 10 紙入札参加者において、入札書記載の金額を加除訂正した入札
- 11 紙入札参加者において、入札書以外による入札
- 12 その他入札に関する条件に違反した入札

## 第3条 入札に際しての注意事項

- 1 入札の方法等については公告、設計書、図面及び仕様書を熟覧し、入札書送信までに疑義等の確認をしておくこと。
- 2 入札参加に際して自社の受注状況を十分把握し、参加すること。
- 3 入札書と合わせて見積内訳書（数量の積算が確認できること）を必ず送信すること。
- 4 送信された入札書及び添付書類は開札前も含め引き換え、変更又は取消しをすることができない。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び見積内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。  
なお、辞退したい場合については「電子入札における辞退の手引き」を確認すること。
- 5 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格、又は入札書、見積内訳書その他入札執行者に送信する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

## 第4条 落札者の決定

- 1 近江八幡市入札情報公開システムに掲載されている契約管理番号の小さい案件より順番に開札を行い、落札者を決定する。（電子入札システムの開札予定日時に記載されている時刻通りに開札を行うものではない。）

- 2 落札者は、入札参加者のうち予定価格以下であって、入札金額中最低価格の入札参加者とする。  
なお、最低制限価格を設けた場合において、その金額を下回る入札参加者は失格とし、再度入札に参加することはできない。  
また、最低制限価格を設けない場合において、入札参加者の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合は、落札者の決定を保留する。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 事後審査型の場合は、開札後、最低価格応札者から提出された審査書類にて入札参加資格要件を満たしているかを審査し、落札者の決定を行う。入札参加資格要件を満たしていない場合、又は書類不備等により満たしていることを確認できなかった場合には当該入札参加者は失格とし、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
- 5 落札者となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによりくじを実施し落札者を決定する。  
事後審査型の場合においては、電子入札システムによるくじにより入札参加資格要件の審査を行う順番を決める。
- 6 落札者が決定したときは、電子入札システムにより紙入札参加者を除く全ての入札参加者に落札決定通知書を送信する。ただし、紙入札参加者が落札者となった場合は、当該紙入札参加者への落札決定通知書の送付は文書等により行うものとする。
- 7 落札者がなかった場合は最大3回まで再度入札を行う。再度の入札を執行するときは、再入札通知書により通知し、第3回目の入札にもかかわらず落札者がいない場合は取りやめ通知書を全ての入札参加者に送信する。（紙入札参加者へは書面により通知する。）

#### 第5条 契約の手続き

- 1 落札者は、落札決定後、又は暴力団排除条例に抵触しないことが確認された日から10日以内（委託は7日以内）に、所定の契約書等を契約担当者に提出しなければならない。また、契約締結日と工期の着工日は、契約書類等提出日とする。工期の完了日は公告に示したとおりとする。
- 2 契約書等の提出方法については、管財契約課窓口への持参の他、郵送も可とする。郵送される場合は不足等あった場合の連絡先を添付すること。  
契約書等提出後、完成した契約書については管財契約課窓口にて配布する。郵送による受領を希望される場合は、契約書提出時に契約書返送に必要な封筒・切手を提出すること。
- 3 正当な理由なく当該期間内に提出しないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。
- 4 工事請負契約の場合、公告に示す契約履行保証の措置を取らなければならない。なお、落札決定後速やかに契約書と保証証書等を提出できるよう、金融機関、保証会社及び保険会社等に、円滑に保証証書等を発行してもらえる手配をすること。
- 5 建設工事の場合、落札者が、建設業退職金共済制度に加入している場合は、掛金収納書を提出すること。
- 6 落札者が近江八幡市内にある事業所を建設工事入札参加有資格者名簿に登録している場合は、技術職員調に掲載されている技術職員を配置すること。  
ただし、該当する業種に対して従事できる技術職員がいない場合は、近江八幡市建設工事競争参加資格申請に係る技術職員調の希望業種に関する取り扱いに基づき、技術職員調の掲載希望業種外で配置することができる。
- 7 落札者が契約を締結しないときは、落札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

#### 第6条 その他

- 1 入札書の提出にあつては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札執行前に入札参加業者を探る者は、入札に際し不正又は妨害の行為のおそれがあるとし、入札の参加を拒否する。
- 3 条件付一般競争入札に参加しようとする者が、入札執行までに不当要求を受けた場合は、近江八幡市契約規則第14条の3の規定に基づき、契約担当課へ報告しなければならない。不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づき指名停止となる。
- 4 その他この心得書に記載のない内容については、近江八幡市契約規則、近江八幡市建設工事等電子入札実施要領等の規定に基づきますので、ご不明な点が有る場合は事前に管財契約課までお問い合わせ下さい。

## 【別紙】

### 添付書類 作成方法

#### 1. 添付書類の形式について

電子入札システムにより送信する添付書類は以下の形式とすること。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存される形式
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存される形式
- ・Portable Document Format 拡張子が.pdf で保存される形式

#### 2. 添付書類の容量について

- ・添付書類の容量の合計は2メガバイト以内とすること。
- ・ファイル圧縮を行う場合は、ZIP形式によるもので、自己解凍方式でないものとする。
- ・ファイルを圧縮したにもかかわらず2メガバイトを超える場合については「3. 添付書類の書面による提出について」を確認すること。

#### 3. 添付書類の書面による提出について

添付書類の提出は原則電子入札システムによる送信とするが、以下の場合については書面による提出とする。その場合の手続きについては「入札書添付書類の書面による提出の手引き」を確認すること。

- ・添付書類の全ての容量が2メガバイトを超える場合
- ・ウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除できない場合
- ・建設工事共同企業体協定書
- ・前3号に掲げるもののほか、入札執行者が持参等により提出することが必要であると認めた場合

#### 4. 見積内訳書について、

様式は任意のものとするが、業者名、代表者職・氏名を記入し、応札額に合わせた金額で作成すること。(押印不要)

#### 5. 辞退届について

入札書を送信後、辞退したい場合は、他の案件を落札したことにより当該入札の案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合にのみ認めるので、添付書類として辞退届を送付すること。手続きの詳細については「入札書添付書類の書面による提出の手引き」を確認すること。